

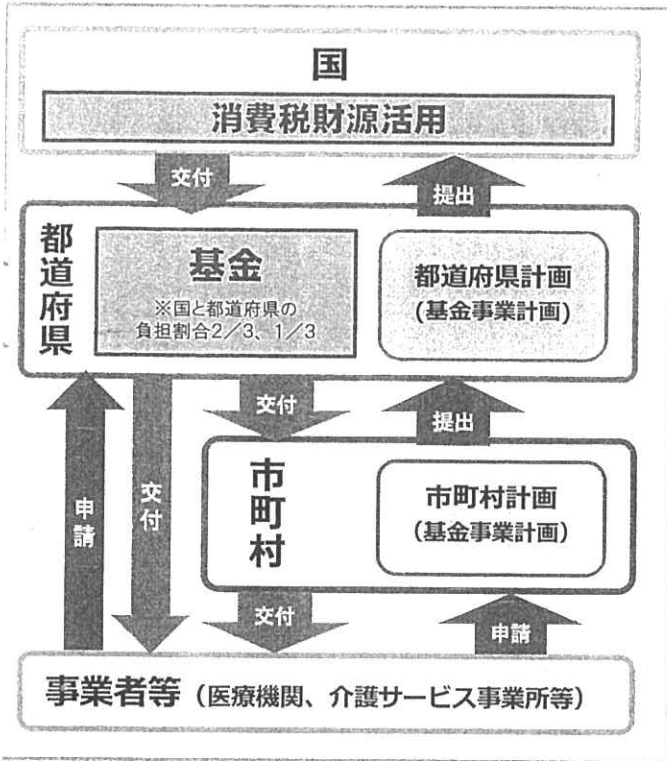
# 資料 3

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援  
制度にかかる平成27年度奈良県計画の検討状況について



# 地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



### 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
  - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

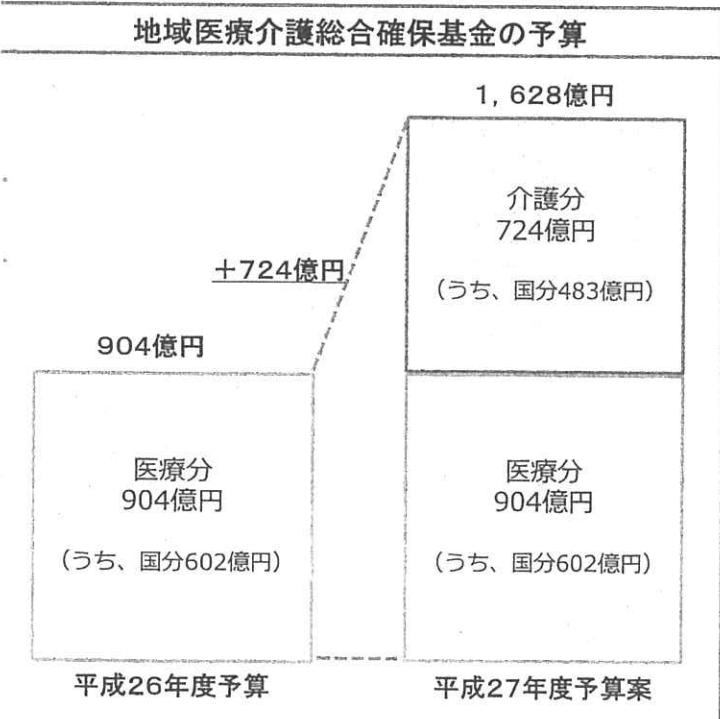
### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

## 地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算案は、公費ベースで1,628億円（医療分904億円（うち、国分602億円）、介護分724億円（うち、国分483億円））
- 平成27年度以降は、介護を含む全ての事業を対象とすることとしており、対前年度予算724億円増。



### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

### 今後のスケジュール(案)

27年1月～	都道府県ヒアリング実施 (※都道府県による関係者からのヒアリング等実施)
予算成立後	基金の交付要綱等の発出 介護分を都道府県へ内示
6月中	医療分を都道府県へ内示
7月中	交付決定 (※都道府県計画提出)

## H27年度 地域医療介護総合確保基金計画にかかるアイデア事業内容一覧

### 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業について

番号	事業名	事業の例	事業提案内容	
1	医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	ソフト	ICT活用による地域医療連携のアクションプラン策定
			設備・ソフト	ICTを活用した在宅医療・介護情報連携ネットワークの構築
			設備・ソフト	・ICTを活用した在宅医療・介護情報連携ネットワークの構築 ・先進事例の視察調査 ・医師会等関係団体との協議会運営
			設備	ICTを活用した病院と診療所間の医療連携システムを活用した、在宅医療・介護で利用可能なモバイル端末の導入
設備・ソフト	ICカードを用いた情報ネットワークの構築			
2	医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備	がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	設備	放射線治療用機器、装置の整備
3	医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	施設	地域包括ケア病棟改修工事

## 2. 居宅等における医療の提供に関する事業について

	事業名	事業の例	事業提案内容	
4	在宅医療を支える体制整備	在宅医療の実施に係る拠点の整備	ソフト	在宅医療・介護連携の専任職員の配置、在宅医療の普及啓発、多職種による協議会の開催
			施設・ソフト	在宅医療研修会、在宅患者紹介窓口の設置
			ソフト	在宅医療研修会、多職種による協議会の開催
			施設	無菌製剤を行うことの出来るクリーンルームの整備
5	在宅医療を支える体制整備	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	施設・設備・ソフト	神経・筋難病患者に対する在宅支援及びレスパイト入院受入
			施設・設備・ソフト	重症心身障害児に対する多機能型通所事業に関する送迎サービスの実施
			ソフト	在宅医療の現状に関する課題の整理とアクションプランの作成
			ソフト	重症心身障害児に対するレスパイト支援及びコーディネート支援
6	在宅医療を支える体制整備	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	設備・ソフト	在宅医療の人材育成のための講演会・研修会、WEB会議システム整備
			設備・ソフト	在宅医療の人材育成のための研修会、在宅医療研修用貸出機器の整備、WEB研修システムの導入、連絡窓口の整備
			ソフト	多職種連携に係る講演会
			設備・ソフト	在宅歯科医療に関する研修会、在宅歯科医療研修設備の整備
7	在宅医療を支える体制整備	かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	ソフト	地域のがん診療、看取りを推進することを目的とした、在宅緩和ケア推進プロジェクトチームの運営、がん患者を地域で支えるための支援者研修会の開催、がんかかりつけ医育成研修会の開催
	在宅医療を支える体制整備	かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	ソフト	かかりつけ医を持つことを啓発する講演会等の開催
8	在宅医療を支える体制整備	早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	ソフト	精神科病院の長期入院者の退院調整、退院後の日常生活の維持・継続や病状増悪時に訪問等による支援体制を確保し、身体科や精神科救急輪番病院との医療連携体制を構築する精神科病院等へ運営に係る人件費等を補助する。
9	在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	設備・ソフト	・ 歯科医、歯科衛生士に対する在宅歯科医療の研修会 ・ 在宅訪問歯科研修設備整備
10	在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業	在宅歯科医療を実施するための設備整備	設備	・ 訪問歯科診療用車両整備 ・ 在宅訪問歯科診療設備整備
	在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業	在宅歯科医療を実施するための設備整備	設備	・ 訪問診療車（無歯科医地区） ・ 在宅口腔ケア設備整備
11	在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業	在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	設備	歯科衛生士養成所における在宅歯科診療実習設備の整備

### 3. 医療従事者の確保について

	事業名	事業の例	事業提案内容	
12	医師の地域偏在対策のための事業	地域医療対策協議会における調整経費	ソフト	医療の見える化事業や救急医療管制システム事業等で収集されているデータを基に、必要な医師数を医療圏別、診療科別に推計算出する
13	看護職員等の確保のための事業	離職防止を始めとする看護職員の確保対策	ソフト	ホームページやSNSを活用した、看護師に地元の病院で勤務することについての啓発、研修実施
14	看護職員等の確保のための事業	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	ソフト	ナースセンターの運営体制を強化し、看護師等免許保持者の届出制度の活用やサテライト相談の実施等により、潜在看護職員の復職に向けた支援を行う。
15	医療従事者の勤務環境改善のための事業	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等）	ソフト	病院内保育所の運営
	医療従事者の勤務環境改善のための事業	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等）	設備・ソフト	病院の教育研修センターの設備整備、人材育成のための研修会の開催等
16	医療従事者の勤務環境改善のための事業	後方支援機関への搬送体制の整備	ソフト	新生児専用救急車の運用
17	医療従事者の勤務環境改善のための事業	-	ソフト	精神科救急に従事する勤務医（精神保健指定医）等の負担軽減のため、地域の精神科診療所等による夜間の電話相談体制を整備するための経費に対する支援

### 4. その他の事業

	事業名	事業の例	事業提案内容	
18	-	-	ソフト	がん診療専門スタッフのがん診療に関する国際学会への参加、海外の医療施設への短期留学等に対する支援
19	-	-	ソフト	軽度認知症の方が気軽に出入りできる場の設置（物忘れカフェ）
20	-	-	施設	精神科病床を削減し特別養護老人ホームを開設

## (1) 計画の基本的な考え方

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、本県においても3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となる。

今後、本県においても高齢化が進むと医療や介護を必要とする方がますます増加するが、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分対応できないと考えられ、2025年を見据え、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保していくため、医療機能の分化・連携を進めていくことが必須であるが、その改革の実現のためには、在宅など住み慣れた地域の中で患者等の生活を支える地域包括ケアシステムの構築（在宅医療・介護の連携推進）が不可欠である。

地域医療構想（ビジョン）の策定に取り組み、地域医療体制を構築していくため、今年度は、機能分化・連携の基盤となる部分や、現時点で、地域で必要とされる事業を中心に計画計上する。

計画内容は主に、地域包括ケアシステムや在宅医療連携体制の構築に資する事業を中心にしている。

## (2) 施策の方向性

### 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業について

これまで、地域医療再生計画等により、一部の地域において病院の再編統合を進めてきたが、今般の医療法等の改正をふまえ、医療機関の病床の機能分化・連携の観点から、県全体的に医療機関ならびに施設の整備及び見直し等を行っていく必要がある。

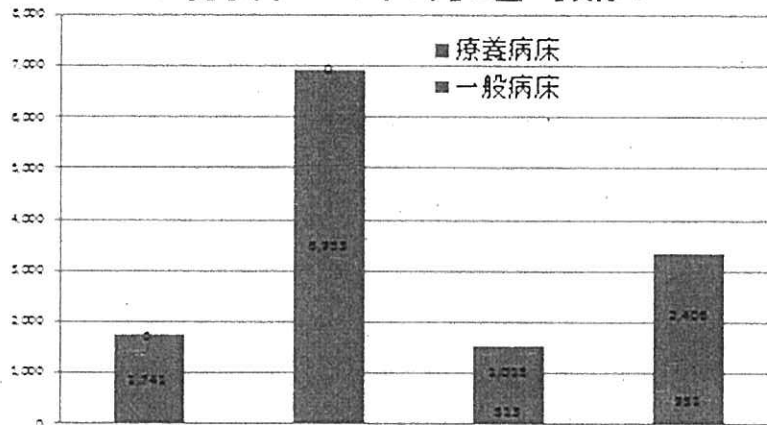
今後、制度改正の状況をふまえながら、病床の機能分化・連携のあり方について、基礎的データ、医療機関からの報告により得られた情報及び関係者の議論を踏まえつつ、検討を進めていくことが重要で、地域ごとに地域医療構想調整会議を設置していくこととする。

今後、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを地域において確保するため、病床の機能分化・連携を推進するための施設・設備整備に対する補助を実施する。

(現在検討している事業)

- ・地域包括ケア病棟整備促進事業 等

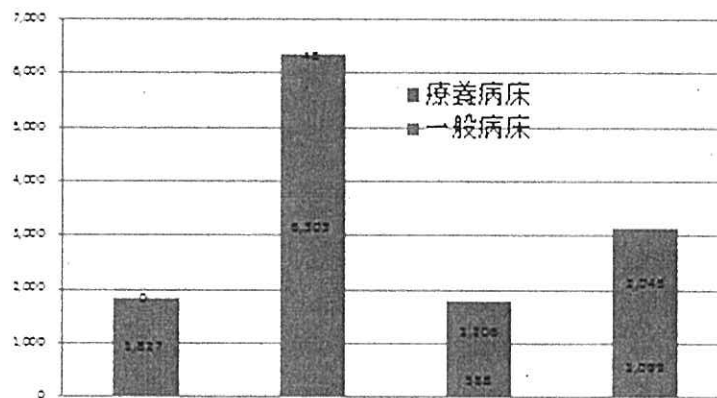
奈良県における医療機能別の病床数(許可病床)  
 <現状(2014年7月1日時点)>



	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
一般病床	1,741	6,953	513	951	10,158
療養病床	0	0	1,015	2,406	3,421
合計	1,741	6,953	1,528	3,357	13,579
構成比	13%	51%	11%	25%	100%

※対象は99施設(病院70施設、有床診療所29施設)

奈良県における医療機能別の病床数(許可病床)  
 <6年後の(2020年)の予定>



	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
一般病床	1,827	6,303	588	1,099	9,817
療養病床	0	48	1,206	2,045	3,299
合計	1,827	6,351	1,794	3,144	13,116
構成比	14%	48%	14%	24%	100%

※対象は99施設(病院70施設、有床診療所29施設)

平成 26 年度病床機能報告制度による届出データより



## 2. 居宅等における医療の提供に関する事業について

### 人口の推移

単位：千人

区分	平成 22年	平成 27年	平成 32年	平成 37年	平成 42年	平成 47年
県人口	1,401	1,382	1,351	1,311	1,262	1,208
うち65歳以上人口 構成割合	336 24%	393 28%	417 31%	419 32%	419 33%	418 35%
うち75歳以上人口 構成割合	155 11%	183 13%	217 16%	255 19%	265 21%	257 21%

奈良県においては、高齢化社会のおとずれや疾病構造が慢性疾患を中心に変化していくことにより、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、終末期を含め、在宅で介護や医療サービスを受けることを希望する高齢者も多いことから、円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制構築など、以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制構築
  - ・ 日常の療養支援が可能な体制構築
  - ・ 急変時の対応が可能な体制構築
  - ・ 患者が望む場所での看取りが可能な体制構築
- 在宅死亡率の維持及び向上

本県の在宅医療に関係する主な指標の状況として、一部を除き、全国平均レベルにある。在宅看取り率は全国的に上位であるが、ここ数年ほぼ横ばいで推移しており、これからの高齢化社会の進展を見据えると需要が増加することは必須と考えられる。

### 在宅医療に関係する主な指標について

指標項目	奈良県	全国	年度
在宅看取り率	21.2	18.2	25
在宅療養支援病院数 (65歳以上人口10万人あたり)	1.4	2.7	25
退院支援担当者配置医療機関数 (人口10万人あたり)	2.45	2.51	23
在宅療養支援診療所数 (65歳以上人口10万人あたり)	38.8	44.5	25

指標項目	奈良県	全国	年度
訪問診療の実施件数 (65歳以上人口千人あたり)	31.1	27.7	23
訪問看護事業所数 (65歳以上人口10万人あたり)	28.7	27.5	25
訪問看護ステーション利用者数 医療保険、介護保険の合計 (65歳以上人口千人あたり)	11.4	12.1	25
在宅療養歯科診療所数 (届出割合)	1.3	5.5	21
在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数 (届出割合)	81.9	78.6	23

【今後の取り組み等について】

現在、郡山・中和・吉野保健所等によるモデルプロジェクトや一部地域での取り組みが行われているが、全県的に医療・介護関係者等の顔の見える関係づくりに取り組み、地域における在宅医療の体制づくりをより効果的・効率的に行うことができるよう県として取り組み、支援をしていく。

(現在検討している事業)

- ・在宅療養移行支援事業
- ・訪問看護関係事業
- ・無菌製剤を行うことができるクリーンルームの整備
- ・神経・筋難病患者に対する在宅支援及びレスパイト入院受入
- ・重症心身障害児に対する多機能型通所事業に関する送迎サービスの実施
- ・重症心身障害児に対するレスパイト支援及びコーディネート支援
- ・在宅歯科医療に関する研修会、在宅歯科医療研修設備の整備
- ・かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発
- ・精神科病院等へ運営に係る人件費等を補助
- ・在宅歯科医療を実施するための設備整備
- ・在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援

### 3. 医療従事者の確保について

以下に記載する取り組みを推進する。

- ・ 医師の偏在を解消するための取組の促進
- ・ 医療従事者にとって働きやすい職場環境の整備のための取組を促進
- ・ 看護職員の養成、定着促進、離職防止及び復職支援のための取組の促進

#### 医療従事者に関する主な指標について

指標項目	奈良県	全国	年度
医師数(人口10万対)	218	227	24
看護職員(人口10万対)	1022	1139	24
理学療法士数(人口10万対:病院勤務数)	52.5	48.9	25
作業療法士数(人口10万対:病院勤務数)	24.6	29.6	25
言語聴覚士数(人口10万対:病院勤務数)	9.8	9.9	25
管理栄養士、栄養士数(人口10万対:病院勤務数)	15.7	20.2	25
歯科医師数(人口10万対)	64.5	78.2	24
歯科衛生士数(人口10万対:病院勤務数)	4.3	4.1	25
歯科技工士数(人口10万対:病院勤務数)	0.5	0.6	25
薬剤師数(人口10万対)	157.7	161.3	24

(現在検討している事業)

- ・ 地域医療支援センターの運営
- ・ へき地勤務医師確保対策
- ・ 産科等の不足している診療科の医師確保支援
- ・ 女性医師等の離職防止や再就業の促進
- ・ 新人看護職員の質の向上を図るための研修
- ・ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備
- ・ 医療機関と連携した看護職員の確保対策の推進
- ・ 勤務環境改善センターの運営
- ・ 病院内保育所の運営補助
- ・ 休日・夜間の小児救急医療体制の整備
- ・ 電話による小児患者の相談体制の整備
- ・ 地域の精神科診療所等による夜間の電話相談体制整備 等

